

◎新潟県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字下平丸字向龍1849番1から 同市大字下平丸字向龍1843番1まで	新	5.4～9.4メートル	120.1メートル
	旧	(A)5.4～9.4メートル	120.1メートル
		(B)5.0～9.0メートル	124.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。